

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ **マイナンバー制度の概要**

来月5日からマイナンバーの通知書の発送が始まります。しかし、マイナンバー制度はまだ世界的に認知されていないようで、多くの方が何をどうしたらよいか理解されていないようです。そこで今回はマイナンバーの概要をご紹介します。

### 1. 制度の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法といいます）に基づき、住民票を持つ全ての国民一人一人に番号（以下、マイナンバーといいます）が与えられます。マイナンバーはマイナンバー法で決められた目的で使用することとなり、創設当初は下記の3分野での使用に限定されていましたが、今月3日に成立した改正マイナンバー法で一番下の金融機関の預貯金口座へのマイナンバーの適用が決まりました。

- 年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの社会保障関係の手続
- 税務署等に提出する書類への記載などの税務関係の手続
- 被災者生活再建支援金の支給などの災害対策に関する手続
- **金融機関の預貯金へマイナンバーを付番(当初は希望者のみ)**

### 2. 番号の通知

#### (1) 通知カードの送達

冒頭で紹介した来月5日以降に、住民票に登録された住所へ簡易書留でマイナンバーが記載された通知カードが送られてきます。簡易書留は1世帯に1通配送され、4人家族であれば4通の通知カードが封入されてきます。また、通知カードと一緒に個人番号カードの申請用紙が届きます。この申請を出すことで来年の1月以降に個人番号カードを入手することができます。

#### (2) 注意事項

個人法人を問わず、従業員を雇用する事業主は来年の1月以降に従業員のマイナンバーを使用することとなります。そのためには従業員本人と扶養親族に該当する家族のマイナンバーを従業員から聞き取る必要があります。また報酬等を支払う場合には、支払調書を作成する際、その支払いを受けた者のマイナンバーの記載が必要となります。その時に備え、関係者に対し通知カードの重要性を伝えて間違えて捨てたりしないように指導することが大切です。

### 3. 罰則の強化

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報等の漏えい等の防止のために、安全管理措置をとる必要があります。それに伴い、情報を漏えいした場合の罰則が厳しくなりました。

例えば、正当な理由がなくマイナンバーを第三者に提供した場合、これまで類似の法律では「2年以下の懲役または100万円以下の罰金」だったものが、マイナンバー法では「4年以下の懲役または200万円以下の罰金または併料」と厳罰化されることになりました。

### 4. 今後のスケジュール

来月から割り当てられるマイナンバーが税金の分野で使用される時期について、国税庁のホームページ上に公開されている表(一部改訂)を転載します。

税目	記載対象	番号の記載及び提出時期
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成29年2月16日から3月15日まで (個人住民税と個人事業税は平成29年3月15日まで)
個人住民税		
個人事業税		
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	平成28年分の法定調書合計表 ⇒平成29年1月31日
支払報告書	平成28年分の支払報告書から	平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで